

横浜宣言

2010年10月4日横浜（日本）開催第1回成年後見法世界会議において採択

2016年9月16日エルックナー／ベルリン（ドイツ）開催第4回成年後見法世界会議において改訂・修正

I. 前文

法の前において等しく承認される権利は、すべての人にとって他人との平等を基礎として権利を行使し、自由を享受するための核心的な要請である。しかしながら、疾病や障害を抱える人は、その疾病や障害のゆえに、今なお彼らの法的能力を行使することがたびたび制限されたり、それが完全に剥奪されることもある。

成年後見法世界会議は、2010年に日本で開催された第1回会議、2012年にオーストラリアで開催された第2回会議、2014年にアメリカで開催された第3回会議およびドイツで開催された第4回会議において、弱い立場に置かれている成年者の支援と保護に関する理念および実践に関する国際的な情報交換を促進してきた。上記の世界会議は成年者の法的支援と保護の分野における進展と展開を実証し、能力剥奪を自律とケアへと方向転換させる法的施策、社会政策の目標を創案してきた。とりわけ世界会議は、法的能力の行使に支援を必要としたり、法的能力を能動的かつ有効に行使できない人々に対する最良の対応とは何かを問い、現代における人権に適合した法的システムはそれいかに答えるべきかを模索してきた。

2010年に日本の横浜にて開催された第1回世界会議は、成年者の法的支援と保護のためのシステムとそれが将来において果たすべき国際的役割の重要性を改めて確認し、そのようなシステムの適切な利用を広く世界に訴えるために「横浜宣言」を発することとした。

2016年にドイツのエルックナー／ベルリンにて開催された第4回世界会議は、「横浜宣言」中の「世界の課題」を改訂・修正し、能力剥奪を撤廃して、自律とケアを志向する成年者の法的支援と保護のみが専ら備えられているシステムに転換する必要性を強調することとした。

2010年および2016年世界会議組織委員会は、本「横浜宣言」の起草・修正に関与したすべての参加者に対して深甚なる謝意を表するとともに、改訂・修正された本宣言が世界における成年者の法的支援と保護のためのシステムの一層の発展に寄与し、本宣言が継続

して検証されることを切望する次第である。

II. 世界の課題

1. (共通する認識)

2016年世界会議の参加者たる私達は、次の事実を共通に認識するものである。

- (1) 人口動態、社会変化、医学の進歩および生活条件の向上等によって全世界的に法的能力の行使について支援または保護を必要とする成年者の人口が増加している。
- (2) このような成年者の人口が増加している事実は、医療、年金、保険給付、住宅、移動手段、社会保障といった社会的資源に大いなる衝撃を与えるものであり、次世代にとって主要な社会経済問題となる。
- (3) 家庭内、施設内双方において弱い立場に置かれている成年者に対する虐待の実態が白日の下にさらされつつある。
- (4) 人権の保護は世界的潮流としては改善されつつあるものの、いまだ多くの国では法的能力を行使するための法整備は等閑視されたり、立ち遅れたりしており、自律的で事前の意思決定、法的能力を行使するための支援の必要性の判定、そのような支援と必須の保護を準備する手段確保のベスト・プラクティスに関する最新の考え方が考慮されるには至っていない。

2. (条約・憲章への賛意)

加えて、私達は次の条約と憲章の指導原理と条項に賛意を表す。

- (1) 1948年12月10日国際連合「世界人権宣言」およびそれに続く2006年12月13日国際連合「障害者の権利に関する条約」は、あらゆる人権の普遍性、不可分性、相互依存性、相互関連性を改めて確認し、そのような人権が差別なく完全に享受されるべきであることも改めて確認することを締約国に要請している。
- (2) 2000年1月13日ハーグ国際私法会議「成年者の国際的保護に関する条約」は管轄権、準拠法、承認と執行、国家間協力を一元化している。
- (3) 1950年「人権と基本的自由の保護のための欧州条約」、1981年「人および人民の権利に関するアフリカ憲章」、1982年「権利および自由に関するカナダ憲章」は、それらの適用領域において重要な地域的、国家的な人権規約である。

3. (基本原則)

成年者の法的支援と保護に関する基本原則をここに宣言する。

- (1) すべての成年者は、ある特定の行為または決定に関して支援と保護が必要であると確定されない限り、支援なしに法的能力を行使する能力を有すると推定されなければならない。
- (2) 支援と保護は、成年者がその法的能力を行使することを可能にするあらゆる実際的な手段を取ることを含んでいる。
- (3) 法と実務は、支援と保護のための要請が特定の事柄、特定の時に関連するものであり、その力点は変化するものであり、なすべき特定の行為と決定もまたその性格と効果に応じて変化するものであり、ひとりの個人においても随時変化することを認識すべきである。
- (4) 法的能力の行使に関連して成年者によって自立的に講じられた措置は他の措置に優先する。
- (5) 支援と保護の措置が個別事案に適用される場合には、当該措置の目的を達するために必要最小限の介入に限定されなければならない。
- (6) 支援と保護の措置は定期的に独立した当局の検証を受けなければならない。成年者は法的能力の如何にかかわらず、このような検証を受ける正当な権利を有する。
- (7) 法的能力を行使するために取られる措置はそれが必要であり、かつ国際人権法に合致すると確認される場合にのみ講じられる。当該措置は第三者保護のためであってはならない。
- (8) 成年者が現に有する能力にかかわらず法的能力を制限するいかなる形態の能力剥奪制度も撤廃されるべきである。

4. (行動規範)

どのような事柄であれ法的能力を行使するために支援と保護を要請する成年者は必要なときには法定代理人を選任してもらう権利があることを、更に宣言する。法定代理人および成年者本人のために法的能力を行使する者は誰であれ以下の義務を負うことを確認する。

- (1) あらゆる意思決定過程に成年者本人を最大限関与できるようにする。
- (2) 成年者が可能である分野においては自主的に行動するように関与を奨励し、成年者本人を援助する。

- (3) 年金、保険給付、社会保障等については、成年者自らが権利を有する事柄に関して能動的に行動できるように成年者に助力、支援を与える。
- (4) 成年者が可能な範囲において独立した、または相互依存的な生活を営むことができるように積極的に助力する。
- (5) 成年者の権利、意思および選好を尊重するように行動する。
- (6) 成年者の要望、価値観、信念を最大限尊重し、それらに従う。
- (7) 成年者の人権、市民権を尊重し、これらの侵害に対しては常に本人のために然るべき行動を取る。
- (8) 成年者本人の利益とその成年者のために行動している者の利益の衝突には警戒し、回避するように努める。
- (9) 自らの立場から利益を得ない。
- (10) 公正かつ誠実に行動する。
- (11) 成年者本人のために適切かつ注意深く行動する。
- (12) 本人の生活への介入は、最も侵害性がなく、最も制限的でない、最も自然な行為を選択することによって、可能な限り抑制されたものとする。
- (13) 成年者を冷遇、無視、虐待、搾取から保護する。
- (14) 正確な会計記録を付け、(a)成年者本人、(b)任命権者たる裁判所または(c)公的機関の要請に応じて速やかにそれを提出する。
- (15) (a)成年者本人、(b)任命権者たる裁判所または(c)公的機関より付与された権限の範囲で行動する。
- (16) どのような形態の支援または保護が継続して必要であるかについて定期的に見直しをうける。

5. (結論)

最後に以下のことを宣言する。

- (1) 法と実務は、専門性の基準を明らかにし、成年者本人が法的能力の如何を問わず裁判所あるいは公的機関に本人自身が効果的にアクセスすることを妨げてはならず、適切な監督の手段を整え、十分な体制を整備しなければならない。
- (2) 上記の体制整備には、成年者本人の法的能力の行使に形式上関与する親族やボランティアのための相応の財源手当を伴うガイダンス要領、訓練、有用なアドバイスが含ま

れていなければならない。

- (3) 改訂・修正された本「横浜宣言」が公的機関および各国政府に広く周知徹底され、成年者の法的支援と保護に関する問題意識を目覚めさせ、私達がここに認識し、確認し、そして宣言した条項が遵守されるための援助をここに要請する次第である。

2010年および2016年成年後見法世界会議

2010年および2016年成年後見法世界会議

組織委員会

2010年および2016年成年後見法世界会議

参加者一同

Ⅲ. 日本の課題

2016年成年後見法世界会議における日本からの参加者は、改訂された本宣言の趣旨に全面的な賛意を表明したうえで、日本政府が早期に成年者の法的支援と保護に関する現行法制を改正し、改善することを要望し、以下の事項を「横浜宣言」に含めることを確認し、これに海外からの参加者も全面的な賛意を表明した。

1. 基本原則

- (1) かつての禁治産宣告のような意思決定のあらゆる分野において能力を剥奪する制度は廃止されるべきである。
- (2) 成年者の法的支援と保護に必要な範囲における最も制約の少ない制度としてのみ能力制限は許容されるべきである。

2. 障害者権利条約の理念の評価

- (1) 支援付き意思決定という考え方の重要性は尊重されるべきである。
- (2) 認知症、知的障害、精神障害等の障害別の支援付き意思決定を用いた支援手法が開発されるべきである。
- (3) 支援付き意思決定者の権限濫用を防止し、不当威圧を規制する措置を講じるべきである。
- (4) 成年者の安全、法的支援と保護を確保するための実効的な措置を講じるべきである。

- (5) 障害者権利条約の下においても最も制約の少ない制度としての法定代理制度は許容される。

3. 現行法の改正とその運用の改善

- (1) 現行成年後見法は後見、保佐、補助という3類型を前提としているが、とりわけ後見類型においては本人の能力制限が顕著である。障害者権利条約第12条の趣旨に鑑みて、現行の3類型の妥当性を検証する必要がある。同時に、成年者の法的支援と保護手続における本人の保護に関する検証も必要である。
- (2) 全国の市区町村長が成年後見等に関する市区町村長申立てをさらに積極的に実施する体制を法的に整備すべきである。
- (3) 成年者の法的支援と保護制度を利用するための費用負担が困難である者に対しては公的な費用補助を行うべきである。
- (4) 成年後見等の開始には本人の権利制限という側面があることに鑑み、原則として鑑定は実施すべきであり、また本人面接は省略すべきではなく、鑑定・本人面接の実施率が低水準にとどまっている現状を改善すべきである。
- (5) 現行法は、成年後見人が本人の財産に関してのみ代理権を有すると規定しているが、成年後見人の代理権は財産管理に限定されるべきではなく、これを改めるべきである。成年後見人は、本人の医療行為に同意することができるものとすべきである。
- (6) 現行法に多く残されている欠格事由は撤廃すべきである。
- (7) 任意後見制度は「自己決定権の尊重」に最も相応しい制度であるが、その利用は決して多いとはいえない。任意後見制度の利用を促進し、同時にその濫用を防止する立法的措置を講じるべきである。

4. 公的支援システムの創設

成年者の法的支援と保護制度は、利用者の資産の多寡、申立人の有無等にかかわらず「誰でも利用できる制度」として位置づけられるべきであり、そのためには行政が成年者の法的支援と保護制度全体を公的に支援することが不可欠である。このような公的支援システムは「成年者の法的支援と保護の社会化」を実現するものあり、行政による公的支援システムの創設を提言する。成年者の法的支援と保護制度の運用面における司法機能、とりわけ家庭裁判所の機能の一層の拡充・強化を図ることが公的支援システムの円滑な実施の大

前提となるべきである。このような公的支援システムの創設は、本人の親族、一般市民、各専門職間のネットワークを拡充させ、適切な法定代理人の確保、成年者の法的支援と保護制度の権利擁護機能の強化に資するものである。

2010年および2016年成年後見法世界会議

2010年および2016年成年後見法世界会議

組織委員会

2010年および2016年成年後見法世界会議

日本人参加者一同

〔原本は英文〕

〔新井誠・仮訳〕